

企業紹介のホームページ作成費用を助成

地域経済活性化事業補助金 (緊急販路開拓事業)

問い合わせ 産業振興課 ☎592131

地域の雇用を守るために緊急で販路開拓事業などに取り組む中小事業者に対して、対象経費の一部を助成します。

対象者

次の要件を全て満たすことができる中小事業者

- ①市税の滞納がない
- ②暴力団員ではない、または暴力団員と密接な関係を有しない
- ③市内で事業を1年以上継続している

- ④原油価格等の高騰、社会情勢等の変化により新たに販路開拓に取り組もうとしている
- ⑤雇用確保に取り組もうとしている
- ⑥申請時に常時使用する従業員が1人以上いる

- ⑦過去に市の補助金の交付を受けて同様の事業を行っていない

対象経費

企業紹介のための新規ホームページの作成費用（インターネット回線などの利用料金は除く）
○ホームページに企業概要（事業紹

介）・代表者あいさつ・採用情報などに関する内容を掲載しない場合は対象外

- 既存のホームページの改修は対象外（既存のホームページを廃止し新設する場合は対象）
- 市内に本社または本店を有しない場合は、市内に有する支社または支店としてのホームページを作成する場合が対象

補助金限度額
対象経費の2分の1
(上限25万円)

必要書類(別途資料を求める場合あり)

- ①補助金交付申請書②補助金事業計画書③収支計画書④補助金申請に係る確認書⑤誓約書兼承諾書⑥営業許可書等の写し（許可を必要とする業種の場合）⑦市内で事業をしていることが分かる書類⑧見積書の写し⑨ホームページの写し（既存のホームページがある場合）

申請方法

令和7年1月31日までに、必要書類を産業振興課へ。

9月1日(日)▼10月31日(木)

行政相談月間

問い合わせ

中国四国管区行政評価局行政相談課
☎082・2228・6173

総務省の行政相談は、毎日の暮らしの中で、国の行政に関して「どうしたらよいか分からない」「こうしてもらいたい」といった行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談を受け付け、その解決や実現を促進しています。相談は無料で、秘密は固く守られますので気軽に相談してください。

総務省では、いつでも相談を受け付けています。大竹市の相談所を利用できない場合は、総務省行政相談センター「きくみみ広島」に相談してください。

きくみみ広島

☎082・2222・1100

10月の行政相談

問い合わせ

企画財政課 ☎592124

市は毎月第2木曜日に行政相談を開催しています。また、行政相談月間にあわせ、市内2カ所で巡回行政相談を開催します。この機会に、行政相談をぜひ利用してください。

定例行政相談

とき 10月10日(木) 13時～15時
ところ 市役所3階会議室

巡回行政相談

とき・ところ

10月16日(水) 13時～15時

木野集会所

10月17日(木) 13時～15時

松ヶ原集会所

暮らしの困りごと、何でも

一日総合相談室

問い合わせ

企画財政課 ☎592124

弁護士のほか、各機関の相談員による一日総合相談室を開催します。

とき 11月12日(火) 13時～16時

ところ アゼリアおおたけ

内容

法律問題、相続・遺言、成年後見、登記・戸籍、道路・河川など個人の問題から行政への要望や苦情まで、幅広く相談に応じることができる総合相談です。

弁護士に相談する方

定員6人（申込順）

申し込み

10月9日(水)から企画財政課へ。

※その他の機関への相談は予約不要です。

建設工事などの 入札参加資格 審査受け付け

問い合わせ
監理課 ☎59-2160

市の建設工事などを受注するためには、市が定めた資格の認定を受ける必要があります。

令和7・8年度に市が発注する建設工事や測量・建設コンサルタント等業務の入札参加業者の申し込みを受け付けます。

統一申請

県が一括して受け付けを行いますので、県に提出してください。（県の申請期間は、11月1日(金)～22日(金)市への申請

申請方法

電子申請。申請書や申請に必要な書類は、インターネットの専用申請サイトにアップロードして提出してください。

電子申請サイト

市ホームページのキーワード検索

から

「令和7・8年度大竹市建設工事入札参加資格審査申請書の受付等（当初分）について」

申請期間

11月8日(金)～29日(金)

電子申請サイトは、期間中24時間利用できます。

※メンテナンスなどにより、一時的に利用できないことがあります。

補正期間

11月8日(金)～12月13日(金)

申請書類の不備を修正する期間（補正期間）を設けます。補正が行われず、12月13日(金)までに「審査済み」とならない申請は、申請を取り消すことがあります。

システム利用料

市内業者（大竹市に本社がある）

無料

市外業者

1申請当たり1540円（税込み）
支払い方法は、クレジットカード、コンビニ払い、ペイジー（銀行振込サービス）のいずれかを利用してください。システム内に支払い画面が表示されます。市役所への直接の支払いは受け付けていません。支払いは申請期間内に完了させてください。変更申請にはシステム利用料は発生しません。

詳細は、市ホームページに掲載しています。

生ごみは水切りをして

カラスがごみ袋を破くなどし、袋の中の水分が漏れ出すと、ごみステーションが不衛生となります。

生ごみは水切りして出してください。このような理由から、汁物の食べ残しをそのままごみ袋に入れることは絶対にしないでください。

啓発看板を配布しています

ごみステーションを適切に管理してもらうため、ごみステーションに掲示する啓発看板や、のぼり旗を配布しています。

必要な場合は、リサイクルセンターまたは環境整備係（☎592154）に連絡してください。

毎月第一土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」一斉行動

10月のテーマ

買い物には
マイバッグを持参しよう!



家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎59-2154

「火災保険を使って実質無料で 修理ができる」で誘う手口に注意！

問い合わせ

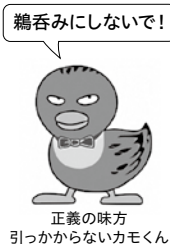
◆市消費生活センター（産業振興課内）
☎573236

【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）

9時～12時・13時～16時

◆消費者ホットライン

☎188（泣き寝入りイヤヤ）



「家屋の不具合 火災保険を利用して実質無料修理」を信じてしまうと、大切な保険・大切なお金・大切な信用を失うことになりかねません。

【皆さんへのアドバイス】
無料といった甘い言葉には
落とし穴があります

「自宅の無料点検を行っている」、「保険金を使えば無料で修理できる」などと甘い言葉だけを鵜呑みにして契約してしまうと、思わぬ落とし穴があります。単に事業者からの言葉だけで契約することなく、修理箇所が保険対象になっているか、キャンセル料として高額な違約金が請求されないかなど、自分でしっかり契約書などを確認しましょう。

自分の身にも起こることとして
とらえましょう

台風、豪雨、大雪などの自然災害は、全国各地で発生しており、特別なことではありません。また、火災保険金などを利用した修理工事に関する相談は、大規模災害が発生した被災地に限ることではありません。自分のこととして捉え、警戒心を緩めることがないようにしましょう。

保険金の不正請求は「詐欺罪」に
問われることがあります

自然災害による住宅の損害は、加入している損害保険で補償されるケースがありますが、経年劣化によって生じた損害は支払いの対象とはなりません。経年劣化による損害だと知りながら、自然災害による損

害であるかのように、うその理由で保険金の支払いを請求すると、保険会社から保険金の返還請求や保険契約の解除をされたり、詐欺罪に問われたりすることがあります。

②「無料点検」と告げて訪問しているため、訪問販売には該当しない。
③金額に納得できない場合は支払わずに無視する。
④工事が終了した場合はクーリング・オフができない。

まずは相談しましょう

回答と解説

正解①

事例は、訪問販売に該当します。契約書面を受け取ってから8日以内であれば、工事が済んでいてもクーリング・オフができます。（第18回消費者力検定（令和3年度実施）応用コースから）

試してみよう、消費者力！

Q 次の事例の対応として適切なもの
を選びなさい。

昨日、「お宅の屋根瓦が壊れていますよ」と訪問してきた業者に無料で点検してもらった。点検後、業者から「屋根の修理をしないと大変なことになる」と言われて50万円の屋根工事を契約をした。その日のうちに工事が終了し、請求書を渡されたが高額で納得できない
①期間内であればクーリング・オフができる。

所得が一定基準以下の方を支援 年金生活者支援給付金

年金
のはなし
No.336

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎592-141

年金生活者支援給付金とは

公的年金の受給者で、所得の合計額が一定基準以下の方を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

対象となる方

受給する年金の種類ごとに要件があり、それぞれの要件を全て満たす方が対象となります。

対象となる年金と、その要件は表のとおりです。

手続きについて

令和6年度から新たに受給権が発生すると見込まれる方へ、順次手続きの書類が送付されます。

書類が届いたら、同封の「年金生活者支援給付金請求書」に必要事項を記入の上、切手を貼って年金事務所へ返送、または市保健医療課国保年金係へ提出してください。

すでに給付金を受け取っている場合は、手続きは不要です。

受給している年金	要 件
老 齢 基 礎 年 金	・ 65 歳以上の方である ・ 住民税非課税世帯である ・ 前年の年金収入とその他の所得額の合計が 889,300 円以下である
障 害 基 礎 年 金	・ 前年の所得額が
遺 族 基 礎 年 金	「4,721,000 円 + (扶養親族の数 × 38 万円)」以下である

※ 所得の合計額には、障害年金、遺族年金などの非課税収入は含みません。また、扶養親族の年齢などによって、合計所得の上限は変動します。

返送期限(10月31日)が迫っています 所得税・個人住民税所得割の 定額減税補足給付金（調整給付金）

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2128

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、令和6年分所得税および令和6年度分（一部令和7年度分）個人住民税所得割から減税（定額減税）が実施され、減税（定額減税）しきれないと

見込まれる方へ定額減税補足給付金（調整給付金）を支給しています。

対 象

令和6年分推計所得税額、または令和6年度分個人住民税所得割額が定額減税可能額に満たない方。

給付額

次の①と②の合計額（合計額を1万円単位で切り上げ）
①所得税定額減税可能額ー令和6年分推計所得税額

②個人住民税定額減税可能額ー令和6年度分個人住民税所得割額

※早期に給付する観点から令和6年分推計所得税額は、令和6年度個人住民税の課税状況に基づき算定しています。

なお、令和6年分所得税額が確定し、給付額に不足がある場合は、令和7年度に追加で給付が行われます。

手続き

7月30日以降、対象者の方へ確認書を送付しています。内容を確認し、市民税務課市民税係へ返送してください。

返送期限

10月31日(木)（消印有効）

※期限までに提出がない場合、この給付金を辞退したものとみなします。